CNIPA、2023 年版の「全国知的財産権行政保護業務計画」を発表

2023 年 3 月 8 日
JETRO 香港事務所

2023 年 3 月 7 日、国家知識産権局（CNIPA）が、「**2023 年全国知的財産権行政保護業務計画**」（2023 年全国知识产权行政保护工作方案[1]）を発表した（計画は 3 月 1 日付け）。

本計画は、その冒頭の説明によれば、「**知的財産権強国建設綱要**」[2]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）、「**"十四五"知的財産権保護運用計画**」[3]（2021 年 10 月 国務院）及び「**知的財産権の保護強化に関する意見**」[4]（2019 年 11 月 中共中央・国務院）（以下「意見」という）等に基づき、知財権の行政保護を効果的に強化し、イノベーション環境とビジネス環境を最適化し、質の高い経済発展を促進することを目的としたものである。

本計画の主要任務は 4 章 14 条で構成されている。その一部を以下で紹介する（番号は原文のまま）。

（一）行政保護のための法の支配の強化

1．「意見」とその推進計画を深く実施する。・・・知財権保護に関する方針・施策を高い水準で推進する。2022 年の知財権保護業務に対する検査・評価の結果を活用し・・・そこで指摘された欠点や弱点を是正するための努力をしっかり行う。・・・知財権保護に関する社会満足度調査を毎年実施し、・・・知財権保護の立体的な評価システム（知识产权保护立体化评价体系）の構築を推進する。

2．法執行保護基準ガイドラインを効果的に実施する。専利・商標に関する法執行事件の処理基準を引き続き改善し、「商標権侵害判断基準」等の理解と運用を徹底し、行政裁決事件の処理において「専利侵害紛争行政裁決案件処理ガイドライン」

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/3/7/art_75_182580.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
4 ［原文］http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm

等の執行規範文書の適用ルールを厳格に把握し、行政執行基準と司法裁判基準の協調と融合を積極的に推進し・・・。

３．知財権保護制度の実施状況の改善を推進する。「専利法実施細則」の改正の完了に協力し、商標法およびその施行規則の改正を推進する。・・・ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野、新産業における知財権保護の戦略、道筋、方法の積極的な探求を奨励する。・・・

４．非正常出願や悪意のある商標登録を厳重に取り締まる。専利出願行為を継続的に規制し、迅速な処理連携の仕組みを構築し、専利出願リストを精密に管理する制度を改善し、積極的な検証・報告メカニズムを改善し、非正常出願を行う単位や個人に対する信用監督と政策抑制を強化する。他人の身分情報を不正に利用して専利出願するなどの重要な不正行為に対するガバナンスを強化し・・・。上級や部門・地域から照会された非正常専利出願の重要な問題点や悪質な商標登録の手掛かりをタイムリーに処理する。

（二）行政保護業務の強固な基盤の構築

５．専利権侵害紛争の行政裁決の強度を継続的に向上させる。・・・

６．商標保護法執行案件の指導を着実に推進する。・・・商標を厳格に管理し、商標管理秩序違反に対する規制を強化する。・・・社会的関心が高い重大な侵害行為に関わる案件に対する運用指導を強化する。・・・

・・・

（三）主要領域等における行政保護の強化

８．外国関連の知財権の保護を強化する。・・・技術輸出のための知財権の海外移転を法に従って厳格に管理する。・・・海外の主要な知財権紛争に関する情報をタイムリーに監視し・・・。

・・・

（四）行政保護業務メカニズムの最適化

・・・

１３．デジタル保護の新しいモードを積極的に探究する。新技術、新産業、新ビジネスモデル等の下での知財権行政保護の新たな状況に積極的に対応し、改革・革新の推進を堅持し、知財権保護分野のデジタル改革を奨励し、インターネット、ビッグデータ、クラウド、人工知能、ブロックチェーン等の新技術・アプリケーションの利用を模索し、知財権保護のデジタル統治モデルの革新を強力に推進する。行政裁決のオンライン案件処理のレベルを高め・・・。

・・・

そして、これらの主要任務に対する業務要求として、①組織的なリーダーシップの強化、②業務ガイダンスの強化、③連携による相乗効果の重視、④広報・研修の強化、の４点を挙げている。

なお、各省レベルの知識産権局は、実施計画、半年及び年間の業務概要を、それぞれ 2023 年 3 月 15 日、7 月 1 日、12 月 1 日までに CNIPA の知財権保護司に提出する必要がある。

（以上）